

第1回「斎藤分小学校・二谷小学校」 建替えに伴う学校規模適正化等検討部会 次 第

日時：令和3年11月24日（水）

18時00分から

場所：神奈川公会堂 1号会議室

- 1 開会
- 2 教育委員会事務局あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 検討部会の趣旨説明
- 5 部会長、副部会長について
- 6 議題「建替えに伴う学校規模適正化等の検討について」
- 7 その他、事務連絡等

■本日の配付資料

- 1 委員名簿
- 2 席次表
- 3-1 「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会運営要領
- 3-2 横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（参考）
- 4 「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会傍聴に関する要領（参考）
- 5 二谷小学校の建替えに伴う学校規模適正化に関する説明会報告
- 6 「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等の検討について

「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会
委員名簿

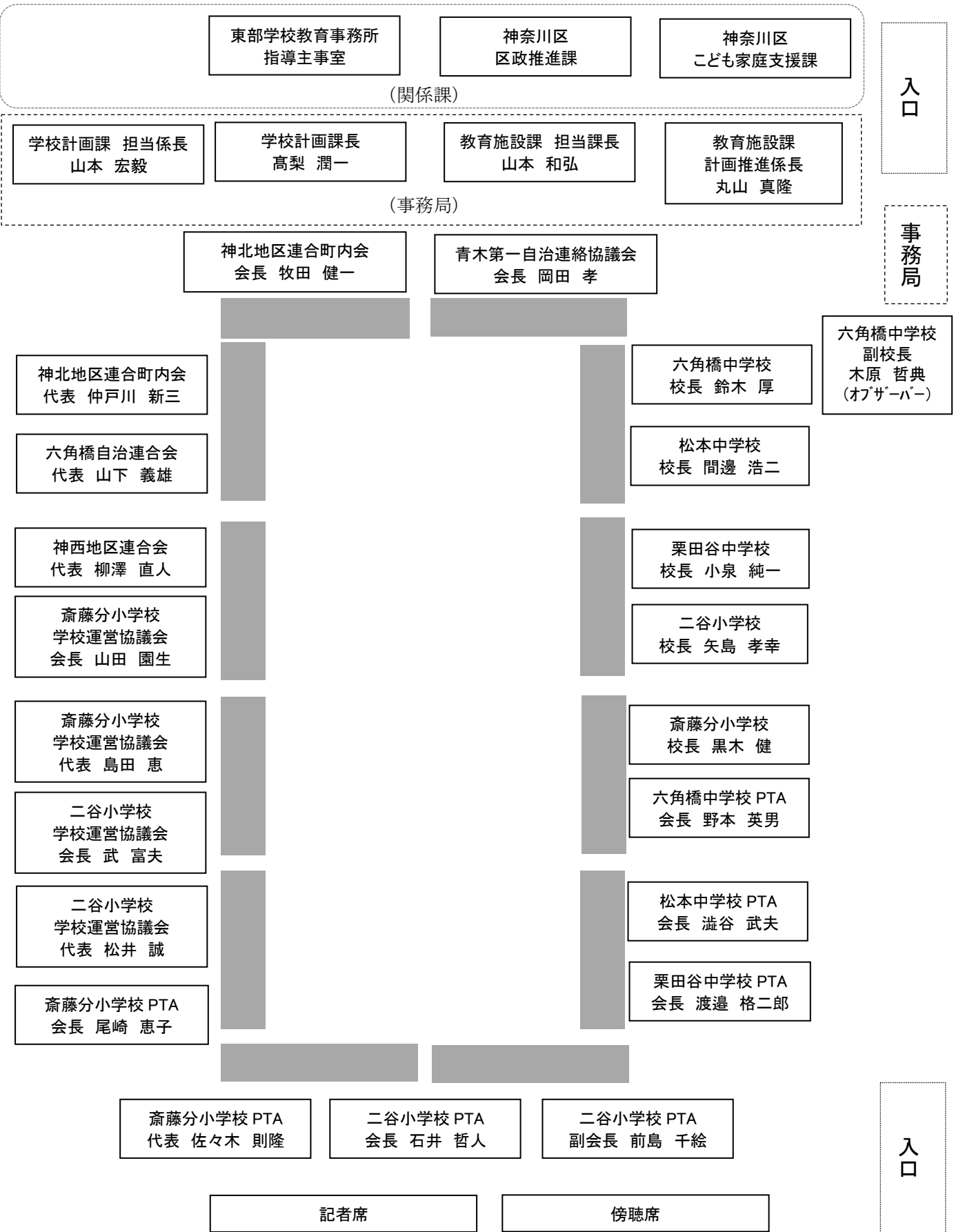
(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
地域関係者	牧田 健一	神北地区連合町内会 会長
	仲戸川 新三	神北地区連合町内会 代表
	山下 義雄	六角橋自治連合会 代表
	柳澤 直人	神西地区連合会 代表
	岡田 孝	青木第一自治連絡協議会 会長
	山田 園生	齋藤分小学校学校運営協議会 会長
	島田 恵	齋藤分小学校学校運営協議会 代表
	武 富夫	二谷小学校学校運営協議会 会長
	松井 誠	二谷小学校学校運営協議会 代表
P T A代表者	尾崎 恵子	齋藤分小学校P T A 会長
	佐々木 則隆	齋藤分小学校P T A 代表
	石井 哲人	二谷小学校P T A 会長
	前島 千絵	二谷小学校P T A 副会長
	渡邊 格二郎	栗田谷中学校P T A 会長
	澁谷 武夫	松本中学校P T A 会長
	野本 英男	六角橋中学校P T A 会長
学校関係者	黒木 健	齋藤分小学校 校長
	矢島 孝幸	二谷小学校 校長
	小泉 純一	栗田谷中学校 校長
	間邊 浩二	松本中学校 校長
	鈴木 厚	六角橋中学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事務局	高梨 潤一	教育委員会事務局 学校計画課長
	山本 宏毅	教育委員会事務局 学校計画課 担当係長
	若尾 弘信	教育委員会事務局 学校計画課
	福田 達彦	教育委員会事務局 学校計画課
	山口 真介	教育委員会事務局 学校計画課
	山本 和弘	教育委員会事務局 教育施設課 担当課長
	丸山 真隆	教育委員会事務局 教育施設課 計画推進係長
	小倉 史絵	教育委員会事務局 教育施設課 計画推進係
分野	氏名	所属・役職等
関係課	伊賀 夏奈子	教育委員会事務局 東部学校教育事務所 指導主事室 主任指導主事
	佐藤 玉青	神奈川区 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	宮本 香織	神奈川区 こども家庭支援課 担当係長

第 1 回「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会

席次表



「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例（平成25年9月横浜市条例第55号）に基づき設置する、「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会（以下「部会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第5条第1項の規定により、齋藤分小学校・二谷小学校に関する次の各号に掲げる事項について調査審議することとし、調査審議結果をまとめた意見書を、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出する。

- (1) 学校規模適正化に関すること
- (2) 学校統合に関すること
- (3) 使用校舎に関すること
- (4) 学校名に関すること
- (5) 通学区域に関すること
- (6) 通学安全に関すること
- (7) その他教育委員会が必要と認める事項

(部会委員)

第3条 部会委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 齋藤分小学校・二谷小学校の通学区域に係る連合町内会長、自治会・町内会長等
 - (2) 齋藤分小学校・二谷小学校及び関係中学校の保護者代表
 - (3) 齋藤分小学校・二谷小学校及び関係中学校の学校長
 - (4) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者
- 2 部会委員の任期は、前条に定める調査審議事項について、意見書等を提出するまでとする。
- 3 部会委員の代理は、認めないものとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が指名する部会委員が、その職務を代理する。
- 5 前項で指名された職務代理者を副部会長とする。
- 6 副部会長は、部会長を補佐する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が行う。

- 2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第6条 部会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和3年11月24日から施行する。

○横浜市学校規模適正化等検討委員会条例

平成25年 9月30日

条例第55号

改正 平成28年 2月25日 条例第 4号

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例をここに公布する。

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例

(設置)

第1条 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校（以下「小中学校等」という。）の通学区域の適正化及び弾力化並びに規模の適正化を推進する等のため、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平28条例 4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、小中学校等に関する次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 通学区域、規模、配置等の基本的な事項に関すること。
- (2) 通学区域の適正化及び弾力化に関すること。
- (3) 規模の適正化に関すること。
- (4) 配置に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(平28条例 4・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 自治会、町内会その他の地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体の役員
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者
- (4) 小中学校等の長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(平28条例 4・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、委員会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 委員会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員30人以内をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条

第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第2項中「委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた）」とあるのは「部会の委員（当該部会に委員長に指名された臨時委員がある場合にあっては、その）」と、同条第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ委員会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会 傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱(平成12年6月制定)第6条4項に基づき、「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会(以下「部会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、5人以内とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、抽選とする。

(傍聴の手続き)

第3条 部会を傍聴しようとする者は、会場の受付で、傍聴申込書(第1号様式)に氏名及び住所など所定の事項を記入し、傍聴券(第2号様式)の交付を受けなければならない。

(秩序の維持)

第4条 傍聴者が傍聴席に入場するときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従い着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、部会長が許可した場合は、この限りではない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他部会長が部会の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(報道機関の傍聴)

第5条 報道機関については、傍聴定員の外とし、部会長の指示に従い傍聴できるものとする。

2 報道機関は、写真等の撮影は部会の冒頭とし、部会における発言の録音をしてはならない。

(会場からの退去)

第6条 部会長は、傍聴者が部会の進行を妨害する等部会の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に、部会の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、部会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(部会の非公開)

第7条 部会を非公開とするとき、又は部会長が必要と認めたときは、部会長は、すべての傍聴者（報道機関含む）に退場を命じることができる。

(退去措置)

第8条 第6条及び第7条の場合に、部会長は、係員をしてその命令を執行させることができる。

附 則

この要領は、令和3年11月24日から施行する。

第1号様式(第3条)

「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会 部会長

傍 聴 申 込 書

本日開催の「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会を傍聴したいので、申し込みます。

なお、部会傍聴の際は、『「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会傍聴に関する要領』を守ります。

年 月 日

住 所

氏 名

第2号様式(第3条)

(表)

<p>第 号</p> <p>傍 聴 券</p> <p>年 月 日</p> <p>「斎藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会 部会長</p>
--

(裏)

<p>傍聴される方へ</p> <ol style="list-style-type: none">1 会場の指定された場所に着席してください。2 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、部会長が許可した場合を除きます。3 危険物を持っている方、酒気を帯びている方その他部会の運営に支障があると認められる方は、会場に立ち入ることができません。4 傍聴者が、部会の進行を妨害する等、部会の運営に支障となる行為をし、部会長の指示に従わないときは、会場から退去していただきます。

二谷小学校の建替えに伴う 学校規模適正化に関する説明会報告

発行日:令和3年9月1日

発行:横浜市教育委員会事務局
施設部

<開催日時・会場>

◆令和3年7月29日(木)

二谷小学校 14:00~15:00 参加者:44名

斎藤分小学校 18:00~19:00 参加者:63名

◆令和3年7月30日(金)

斎藤分小学校 14:00~15:00 参加者:65名

二谷小学校 18:00~19:00 参加者:25名



説明会の趣旨

本市の学校建替事業は、平成29年5月に策定した「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、取組を進めています。

今年度、二谷小学校は、最も古い校舎棟が築65年となり、目標耐用年数の築70年が目前に迫っているため建替えに向けた検討を行います。また、同基本方針では、学校建替えに併せて学校統合も検討するとしているため、地域、保護者の代表及び学校長からなる検討部会を設置し、小規模校となっている隣接の斎藤分小学校との学校統合も含めた検討を行うことをお伝えしました。

1 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(概要)

- ・昭和56年以前に建設された学校を建替え対象校とし、目標耐用年数は築70年としています。
- ・対象校のうち、平均築年数が古い学校から順次建替えることを基本とし、最古の校舎の築年数が原則として70年を超えないように選定しています。
- ・建替えは、全面建て替えを基本とし、小規模校化が見込まれる場合等は、学校規模適正化の検討のため建替えを見送るとしています。
- ・建替えを進めていく際には、①校舎の機能改善、②近隣の小規模校の適正規模校化(学校統合)の検討、③他の公共施設等との複合化の検討 の3つの視点を必ず検討するとしています。

2 二谷小学校と斎藤分小学校の現況等

(1) 開校年等

学校名	二谷小学校	斎藤分小学校
開校年	明治38年度	昭和33年度
親校	—	二谷小学校、神橋小学校

(2) 児童数・学級数(令和3年5月1日現在)

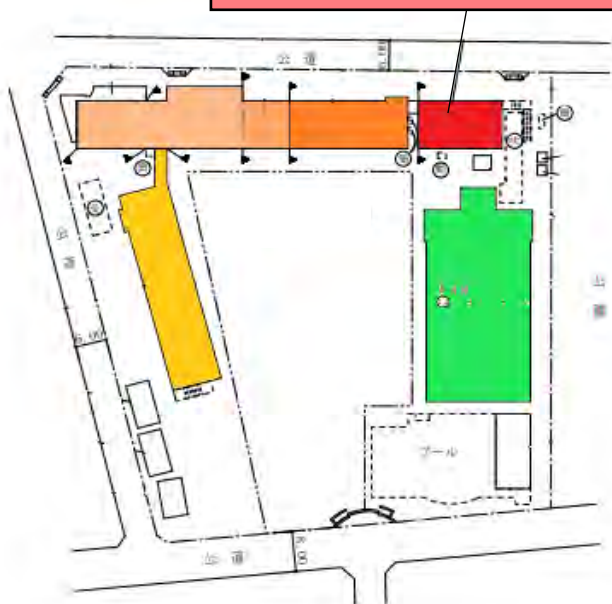
- ・二谷小学校 一般学級の児童数358名・13学級(各学年2~3学級)の適正規模校
また、13名の児童が個別支援学級に通っています。
- ・斎藤分小学校 一般学級の児童数189名・6学級(各学年1学級)の小規模校
また、12名の児童が個別支援学級に通っています。

(3) 校舎等

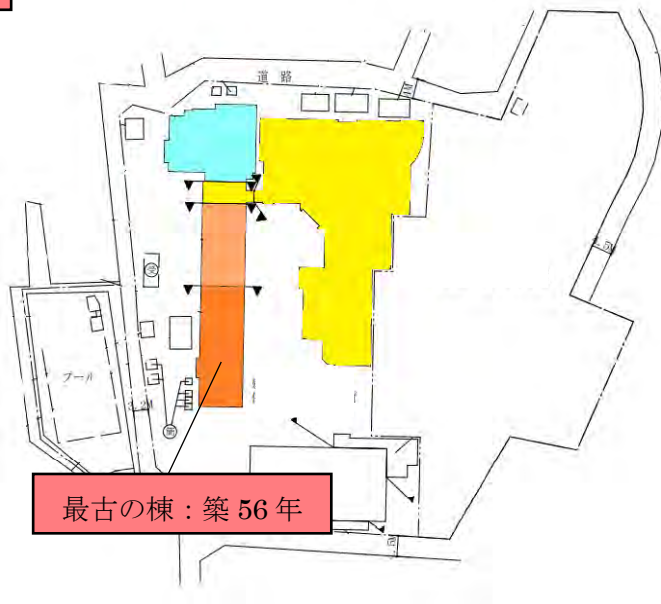
◆二谷小学校

◆齋藤分小学校

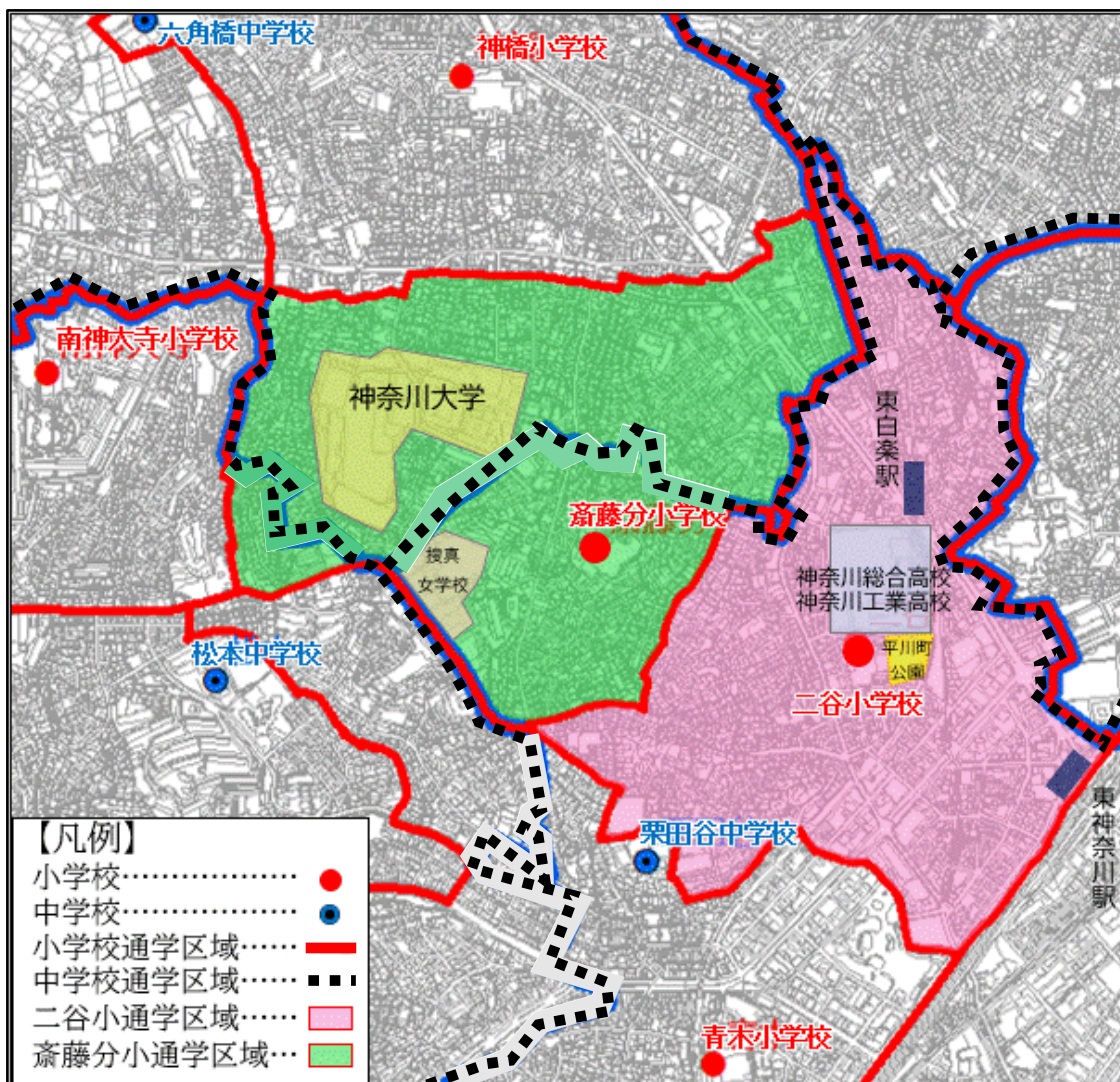
最古の棟：築 65 年（市内で最古）



最古の棟：築 56 年



(4) 通学区域



(5) 今後の一般学級児童数・学級数の見込み (段階的 35 人学級導入対応)

二谷小学校	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	普通教室数
児童数 (人)	348	358	389	399	392	388	383	13
学級数 (学級)	12	13	13	13	13	13	13	

斎藤分小学校	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	普通教室数
児童数 (人)	191	189	186	187	184	203	202	10
学級数 (学級)	6	6	6	6	6	7	7	

《令和 2・3 年度》 5 月 1 日現在の実数値

《令和 4 年度以降》 令和 2 年度義務教育人口推計による推計値

3 建替えに伴う学校統合の検討

(1) 建替えに合わせて学校統合する利点

- ・最新の整備水準や仕様により、断熱化された環境の中で空調が整備され、明るい空間やきれいで使いやすいトイレが整うなど、健康的で温もりある機能的な校舎になり、またグラウンドが広がるなど、両校の児童にとって教育環境が向上します。
- ・斎藤分小学校の周辺道路は緊急車両の進入に課題がありますが、学校統合により課題を解消でき、学校における子ども達の安全が向上します。

(2) 斎藤分小学校との学校統合を検討する理由

- ・建替える二谷小学校の近隣にある小規模校で、斎藤分小学校の通学区域は二谷小学校から 2 km 以内です。
- ・斎藤分小学校は、現在 6 学級の小規模校で、今後も適正規模校化 (12 学級以上) が望めません。
- ・斎藤分小学校も、老朽化が進んでおり、目標耐用年数を念頭に置いた老朽化対策も考えていく必要があります。(最も古い校舎は築 56 年)

(3) その他

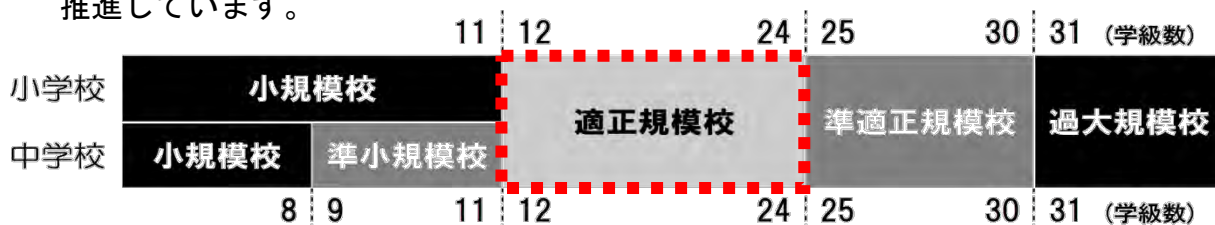
- ・法令により、高さ制限などが厳しい地域にある斎藤分小学校では、両校の児童を受け入れられる校舎を建てるのが困難です。

4 学校の建替えに伴う斎藤分小学校の学校規模適正化の検討について

(1) 適正な学校規模の考え方 (「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(抜粋))

小学校では 12~24 学級 (各学年 2~4 学級) の学校を「適正規模校」とし、11 学級以下を「小規模校」としています。

→横浜市では、小規模校の課題を解消し、教育環境を改善させるため、学校規模の適正化を推進しています。


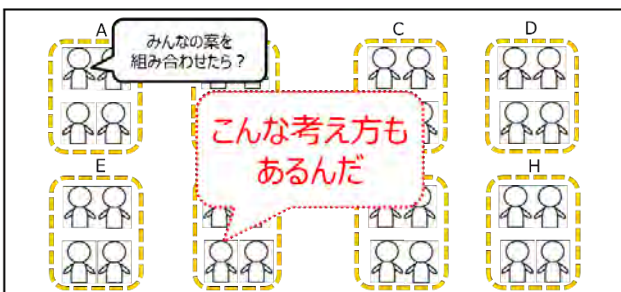


(2) 「小規模校」の特徴

「小規模校」(小学校は一般学級数で11学級以下)は、保護者及び地域の皆様と連携を図りながら、学校の実情に合った教育活動に取り組んでいます。小規模校には小規模校ならではの良さがありますが、課題もあるため、小規模状態の解消に向けた取組が必要です。

	小規模校の利点	小規模校の課題
児童	<ul style="list-style-type: none"> 子ども同士よく知り合うことができ、<u>人間関係が密になる。</u> 縦割り集団行動などで、異なる学年の子ども<u>同士の関係を深められる。</u> 様々な学習活動の場で、<u>それぞれが活躍する機会を持つことができる。</u> コロナ禍において、<u>運動会や卒業式等のイベントをあまり密になることなく実施できる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくく、<u>人間関係を修復したり広げたりしていく力や社会性を育てる機会が限られる</u>恐れがある。 運動会などで一定人数が必要な競技が行いにくくなる。 子ども同士の人間関係が固定化しやすい。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> 教職員が校内の子ども全員をより深く理解し、<u>個に応じた指導を行いやすい。</u> 学校に対する保護者の理解や協力を得やすく、<u>学校全体で主体的な対応が取りやすくなる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>授業内容や児童の指導について相談できる機会が減る</u>など、特に、経験が浅い教員の負担が大きい。 <u>一人の教員が担当する事務作業が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。</u>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人ひとりの実態が把握しやすいため、<u>学校と家庭との連携が取りやすい。</u> 保護者同士のつながりが強く、<u>お互いに協力しやすい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> P T A 会員が減少するために、<u>役員が固定化しやすい。</u> 学校行事などの面で、<u>保護者の負担が大きくなる。</u>

(3) 児童数・学級数が増えると出来ること

友達に関すること	学習等に関すること
 <p>多くの友達と関わり、多様な個性と触れあうことで、自分を知り、豊かな人間関係を構築するためのスキルを学び、社会性を育むことができます。</p>	 <p>学習や行事などで、クラスの枠を超えた小集団での活動が可能となるため、多様な意見に触れ、自分の考えが広がったり深まったりして、より学習効果が高まります。</p>

(4) 学校統合により検討を必要とする事項

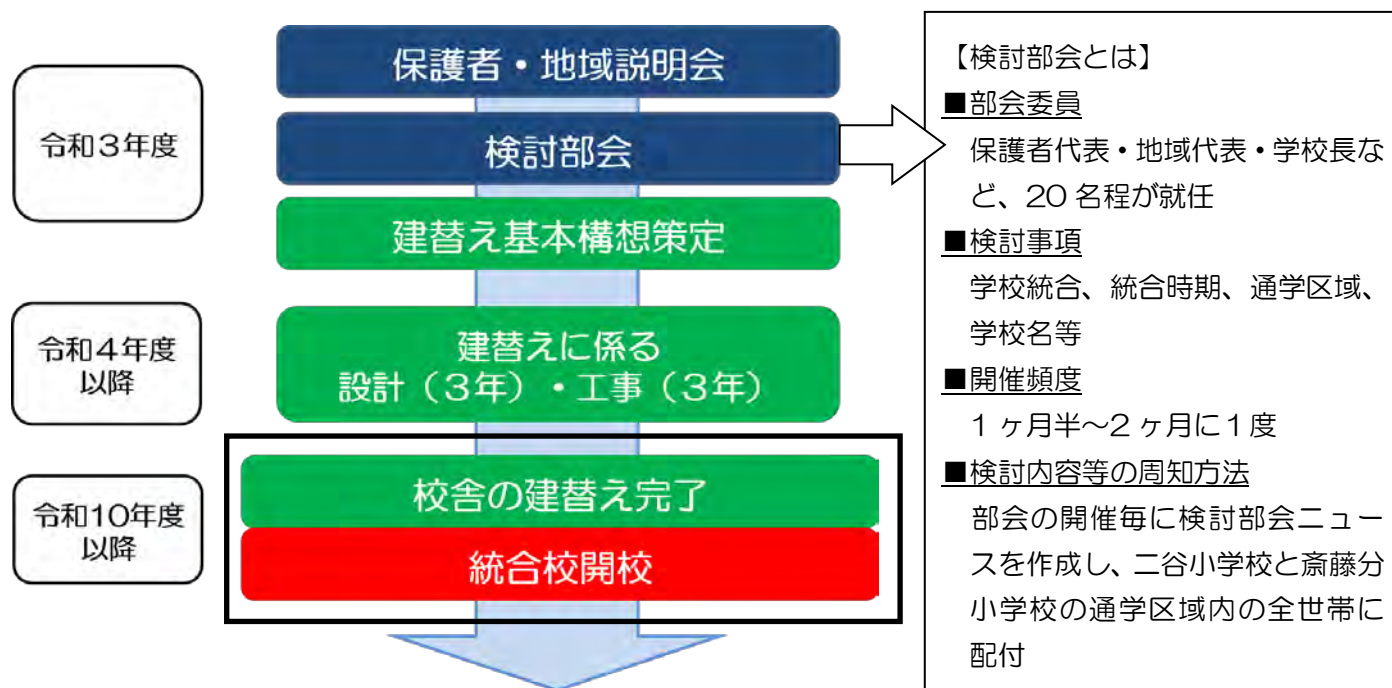
ア 新たな通学路の検討・設定

学校統合により斎藤分小学校の児童は二谷小学校に通学することになるため、通学安全に配慮した新たな通学路の設定が必要となります。

イ 両校の歴史の継承方法の検討

学校統合にあたっては、両校を閉校し、統合校を新たに開校することを原則とするため、両校の歴史をどのように統合校に引き継いでいくかを検討する必要があります。

5 今後のスケジュール（想定）



6 保護者説明会における主なご質問・ご意見（☆:ご質問・ご意見、→:学校計画課からの回答・説明）

■【ご質問】

《建替え関係》

☆ 目標耐用年数を築70年としている中で、築70年に達しない校舎も含め、すべての校舎の建替えを行う必要があるのか。

→校舎の全面建替えを行うことで、グラウンドが広がる等の機能改善を図ることができるため、建替えの基本方針では、全面建替を基本としています。

☆ 文部科学省が小学校の設置基準を定めており、現二谷小学校のグラウンド面積はその基準を大幅に満たしていない。今回の建替えにあたって、どのような学校を作っていくのか。

→仮に学校統合した場合は、エレベーターの完備などバリアフリーに十分配慮したうえで、5階建ての校舎を想定しています。建替計画はこれから検討していきますが、120mトラックや50m直線トラックを確保するなど、現在のグラウンド面積よりも大きくしていく考えです。

☆ 設計から工事が終わるまで6年もかかる理由はなにか。

→基本構想に1年程度、基本設計に1年程度、実施設計に1年程度かかるため、設計に3年程度かかります。その後工事が3年程度と見込んでいます。

☆ 建替工事中、二谷小学校の児童は他の場所に通うことになるのか。

→二谷小学校の児童は現在の校舎に通いながら、建替工事を進めていく考えです。

☆ 建替工事中、プールや校庭が使えない点はどのように対応するのか。

→近隣のプールやグラウンドを、必要に応じて借りるなどの対応が必要になると考えています。

☆ 建替工事中、授業中に発生する騒音等への配慮は行われるのか。

→低騒音工法を採用するなど、学校運営に配慮した工事を進めていきます。なお、現在建替え中の学校において、騒音や振動の問題は発生していません。

☆ 建替工事中、工事車両の出入りがあると思うが、児童への安全対策はどのように行うのか。

→学校と調整しながら、児童と工事車両の導線を分離するなど、児童への安全には万全を期していきたいと考えています。

☆ 解体工事におけるアスベスト対策はどのように行うのか。

→法令を遵守し、解体工事の前に事前調査をおこなった上で、必要な対策を行います。

☆ 建替えにあたって、隣接する平川町公園は利用しないのか。

→平川町公園の一部に新設校舎等を建設できた場合は、工事中の学校運営への影響は大幅に減り、グラウンドもより広くなるなど、建替え後の教育環境は大変良好になることは考えられます。一方で、公園を利用されている方も多くおりますので、実現には地元のご理解が前提となり、難しい面もあると思っています。

☆ 平成 29 年策定の建替えに関する基本方針は、コロナ禍により改訂の検討が必要ではないか。

→建替えに関する基本方針は、基本的に建物の老朽化に対する対応の方針であるため、コロナ禍に関連した改訂を行うことは予定していません。

☆ 年度内に、建替え基本構想を策定するとあるが、統合の有無で建替え校舎の規模が変わってくるため、検討部会での検討が長引けば、年度内に策定することはできないのではないか。

→二谷小学校の建替えは必要ですので、基本構想の策定は進めますが、検討部会での方向性が年度内に決まらないようであれば、基本構想を変更するなど柔軟に対応していくことも考えています。

《学校規模適正化関係》

☆ 統合を前提に資料が作成され、説明会が進んでいるように思うが、統合は決定事項なのか。

→統合が決定したわけではありません。今回、二谷小学校の建替えに伴う斎藤分小学校の学校規模適正化に向けた検討について提案をさせていただいています。今後、開催する検討部会において検討させていただきます。

☆ 学校統合をせずに、斎藤分小学校を残したうえで、特色のある教育はできないか。

→公立学校の枠の中で特色を出すことは可能ですが、小規模校の課題を解消するためには、特色を打ち出すより、児童数を増やす方が有効であると考えています。

☆ 斎藤分小学校の通学区域を広げることで適正規模校となるような検討は行わないのか。

→通学区域を広げることで児童数は増えると考えますが、斎藤分小学校の学校規模適正化の関係で、他の小学校の通学区域を変更することは、その地域にお住まいの方々のご了解等を得なければいけませんので、難しいと考えています。

☆ 部会委員の人選はどのように行うのか。

→保護者・地域・学校の代表者に委員になっていただきます。地域・保護者の代表の方々にご相談しながら人選を行い、検討部会のメンバーを決めていきたいと考えています。

☆ 検討部会で検討した結果「統合しない」という結論になる可能性もあるのか。

→検討したうえで、「統合しない」という結論になる可能性もあります。

☆ 斎藤分小学校の児童が二谷小学校に通うとなると、通学距離が長くなる地域があるが、通学区域の調整も検討するのか。

→横浜市では徒歩での通学を前提に、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、望ましい通学距離を小学校では片道おおむね2km以内と定めております。このような前提のなか斎藤分小学校の通学区域内から二谷小学校までは、2kmを超えることはないと考えています。今後開催する検討部会において、もし仮に統合をする場合、統合校の通学区域について検討していただきます。

☆ 二谷小学校の児童が、建替えがあるので斎藤分小学校に通学したい、また斎藤分小学校の児童が、建替え後に二谷小学校に通学するのだから、最初から二谷小学校に入学したいなどの要望が出た場合、認められるのか。

→横浜市では、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本としているため、統合までの間は、原則指定された学校に通っていただきます。

☆ 地域や保護者の意見をどのように検討に反映させるのか。

→検討部会で議論した内容や意見などをまとめた『検討部会ニュース』を部会の開催ごとに作成し、保護者には学校を通じて配付し、両校の地域には全戸配布させていただく予定です。『検討部会ニュース』には電話やメール、FAXなどの問い合わせ先を明記し、広く意見を受け付け、いただいたご意見は検討部会の中でご紹介し、検討の参考にしていただきます。

☆ 統合となった場合に、斎藤分小学校の児童は卒業まで斎藤分小学校に通うことができるのか。それとも、統合校の開校にあわせて、一斉に統合校に通うことになるのか。

→仮に統合するという場合には、段階的に入学する、卒業するというのではなく、斎藤分小学校と二谷小学校の児童は一斉に新しい統合校に登校することになります。

☆ 統合となった場合に、両校閉校する理由は何か。

→人数の少ない学校が、人数の多い学校に吸収された形ではなく、両校の児童や保護者、地域と一緒に新しい学校を作りあげていくという意識を持っていただくため、原則、両校を閉校し、新しい統合校として開校しています。

☆ 年度内（令和3年度）に検討を終わらせるには期間が短いのではないか。

→お示ししたスケジュールはあくまでも想定スケジュールであり、年度内に必ず検討を終わらせなければいけないとは考えていません。ただ、検討が長引くと保護者や地域の方に不安を与えてしまう可能性もありますので、ある程度の期間で方向性を出していただきたいと考えています。

《齋藤分小学校の跡地利用関係》

☆ 統合となった場合に、齋藤分小学校の跡地や地域防災拠点はどうなるのか。

→仮に齋藤分小学校と二谷小学校を統合する場合、齋藤分小学校の地域防災拠点を含めた跡地利用については、地域の皆様のご意見を踏まえながら、神奈川県役所や関係局と連携して調整していきます。

なお、他の地域では、跡地利用が決まるまでの期間、暫定的に地域防災拠点として継続使用している事例があります。

■【ご意見】

☆今回の検討は、二谷小学校の建替えが発端であって、齋藤分小学校との統合は必ずしも必要ではないと思います。

☆説明資料にあるような小規模校の課題は齋藤分小学校には当たりません。齋藤分小学校は現在の規模・場所で継続し、小規模校のメリットを追求するほうが良いと思います。

☆齋藤分小学校の良さや地域に対する影響力が評価されていないと思います。齋藤分小学校をどうしたら残せるかという視点も必要ではないかと思います。

☆中学校に進学すると、齋藤分小学校出身の生徒は人数が少ないが、仲間をすごく大切にし、また、学校の経営に関わる生徒会や委員会にも積極的に立候補しています。齋藤分小学校は自主性を育てる面でも良いところだと思います。

☆齋藤分小学校は小規模だからこそ、一人一人が活躍できる場が多いです。統合すると大きな中の一人になり、齋藤分小学校で活かされている良さがなくなってしまうのではないかと危惧します。子どもたちにとって何が一番良いのかを考えてもらいたいと思います。

☆学校統合する場合には、新しい学校名なども検討部会で検討することになるとは思いますが、二谷小学校の歴史を含めて、今後も二谷小学校という名前を大事にしていきたいと思います。



お問い合わせ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50-10

横浜市教育委員会事務局

(建替えに関すること) 教育施設課 TEL 045-671-3531 FAX 045-664-4743

(学校規模適正化に関すること) 学校計画課 TEL 045-671-3252 FAX 045-651-1417

Eメール ky-kanagawa2021@city.yokohama.jp

H P <http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate->

[kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/shokibo/saitobunfutatsuya.html](http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/shokibo/saitobunfutatsuya.html)

「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等の検討について

横浜市の学校建替事業は、平成 29 年5月に策定した「小・中学校建替えに関する基本方針」に基づき、取組を進めています。


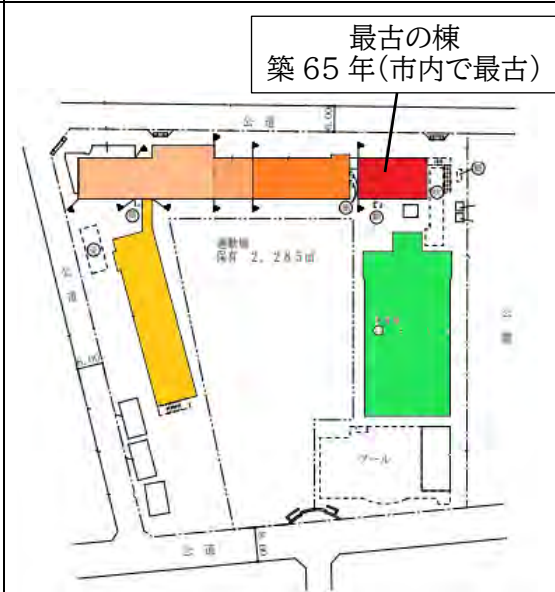
今年度、二谷小学校は、最も古い校舎棟が築 65 年となり、目標耐用年数の築 70 年が目前に迫っているため建替えに向けた検討を行います。同基本方針では、学校建替えに併せて学校統合も検討するとしているため、小規模校となっている隣接の齋藤分小学校との間で、地域、保護者の代表及び学校長からなる検討部会を設置し、学校統合等について具体的に検討していきます。

1 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」（概要）

- (1) 昭和 56 年以前に建設された学校を建替え対象校とし、目標耐用年数は築 70 年としています。
- (2) 対象校のうち、平均築年数が古い学校から順次建替えることを基本とし、最古の校舎の築年数が原則として 70 年を超えないように選定しています。
- (3) 建替えは、全面建て替えを基本とし、小規模校化が見込まれる場合等は、学校規模適正化に向けて建替えを見送るとしています。
- (4) 建替えを進めていく際には、①校舎の機能改善、②近隣の小規模校の適正規模校化(学校統合)の検討、③他の公共施設等との複合化の検討の3つの視点を必ず検討するとしています。

2 両校の現況

(1) 開校年等

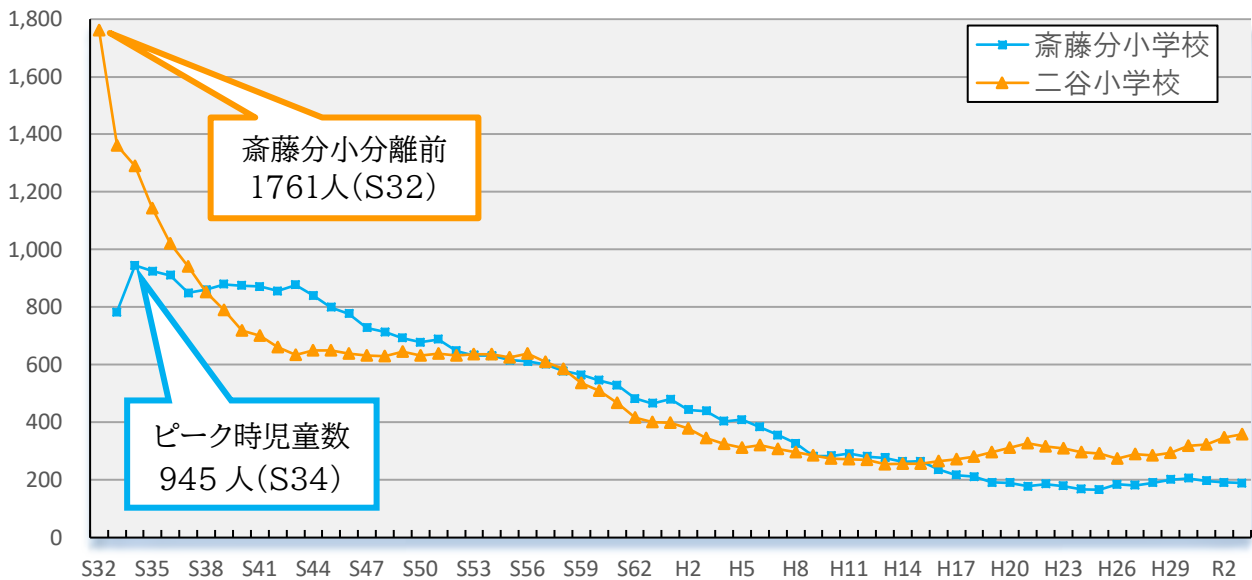
学校名	齋藤分小学校	二谷小学校
開校年	昭和 33 年度	明治 38 年度
親校	二谷小学校、神橋小学校	—
中学校区	六角橋中学校	栗田谷中学校
校舎	 <p>最古の棟 築 56 年</p>	 <p>最古の棟 築 65 年(市内で最古)</p>

(2) 今後の一般学級児童数・学級数の見込み

学校		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	保有普通 教室数
斎藤分小	児童数	189	187	190	187	200	199	202	10
	学級数	6	7	7	7	8	8	9	
二谷小	児童数	358	387	404	402	402	396	387	13
	学級数	13	14	15	15	15	15	14	
統合校	児童数	547	574	594	589	602	595	589	—
	学級数	17	19	19	19	19	19	19	

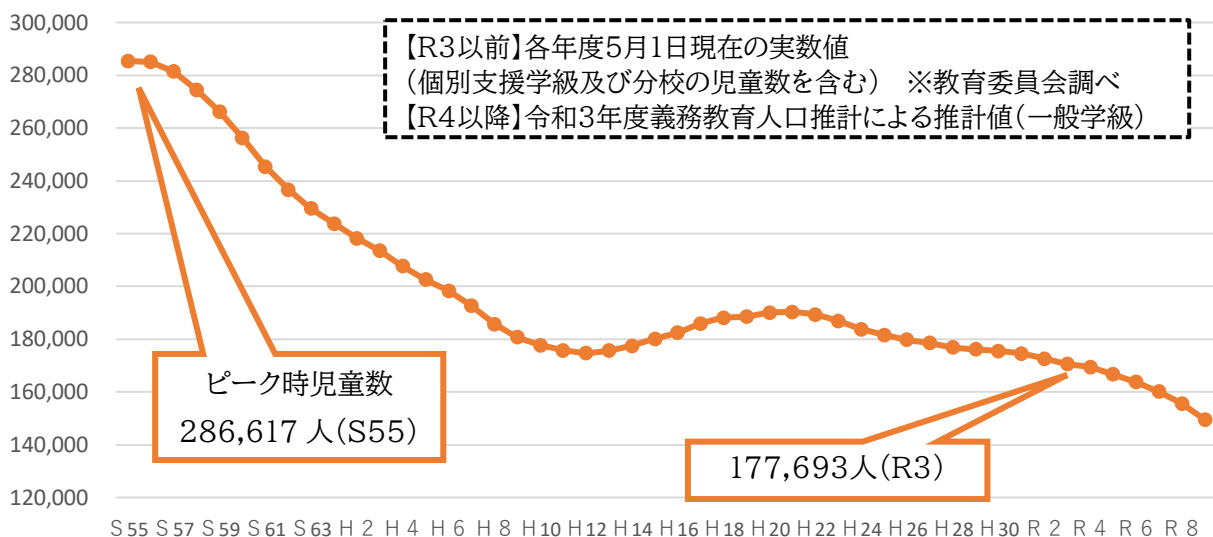
【R3】令和3年5月1日時点の実数値 【R4以降】令和3年度義務教育人口推計値

(3) 一般学級児童数の推移



【各年度の5月1日現在の実数値（一般学級のみ）】

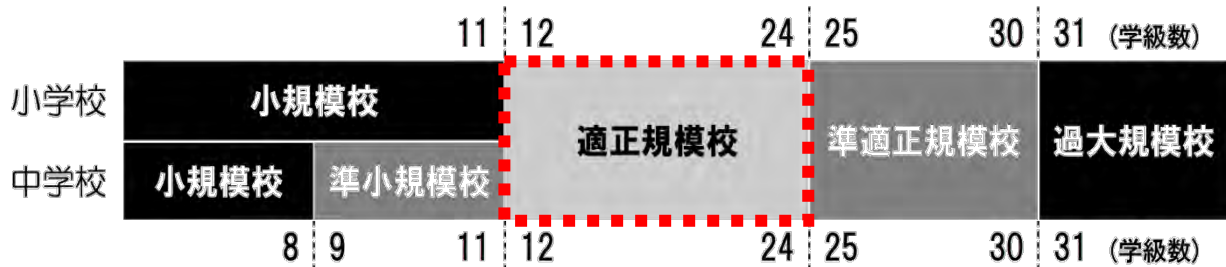
【参考】横浜市立小学校・義務教育学校（前期課程）児童数の推移



3 学校規模適正化について

(1) 適正な学校規模の考え方 [「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」より抜粋]

小学校では 12～24 学級(各学年2～4学級)の学校を「適正規模校」とし、11 学級以下を「小規模校」としています。小規模校には小規模校ならではの良さがありますが、課題もあることから、横浜市では、小規模校の課題を解消し、教育環境を改善させるため、学校規模の適正化を推進しています。



(2) 「小規模校」の特徴

[「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」より抜粋]

	小規模校の利点	小規模校の課題
児童	<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども同士よく知り合うことができ、<u>人間関係が密になる。</u> ◆縦割り集団行動などで、<u>異なる学年の子ども同士</u>の関係を深められる。 ◆様々な学習活動の場で、<u>それぞれが活躍する機会を持つことができる。</u> ◆コロナ禍において、運動会や卒業式等のイベントをあまり密になることなく実施できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくく、<u>人間関係を修復したり広げたりしていく力や社会性を育てる機会が限られる</u>恐れがある。 ◆運動会などで一定人数が必要な競技が行いにくくなる。 ◆子ども同士の<u>人間関係が固定化しやすい。</u>
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ◆教職員が校内の子ども全員をより深く理解し、<u>個に応じた指導</u>を行いやすい。 ◆学校に対する保護者の理解や協力を得やすく、学校全体で主体的な対応が取りやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>授業内容や児童の指導について相談できる機会が減る</u>など、特に、経験が浅い教員の負担が大きい。 ◆<u>一人の教員が担当する事務作業が多くなり</u>、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける。
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ◆子ども一人ひとりの実態が把握しやすいため、<u>学校と家庭との連携</u>が取りやすい。 ◆保護者同士のつながりが強く、お互いに協力しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆PTA会員が減少するために、<u>役員が固定化</u>しやすい。 ◆学校行事などの面で、<u>保護者の負担が大きくなる。</u>

(3) 「小規模校」の実情 [斎藤分小学校を除く一部の小規模校の学校長へのヒアリング結果より]

	小規模校の利点	小規模校の課題
児童	<p>◆<u>小規模校であるからこそ、縦割りの活動があり、子ども達同士は兄弟のようである。</u>上の子が下の子の面倒をよく見て、下の子が上の子の言うことをよく聞く。</p>	<p>◆<u>単級だと児童の入れ替わりがないので、序列が固まって覆らない。新しいリーダーを発掘できない。</u></p> <p>◆<u>人との関わりや新しい出会いは大人になってからもずっと必要</u>になっていくが、その経験や気づきがないまま成長してしまう。</p> <p>◆<u>単級は1度トラブルが起こると立ち行かなくなる。特に学年が進むにつれて溝が大きくなっていく。クラス替えができないので、子どもたちは「これが6年間続くのだ」と諦めてしまう。</u></p>
教職員	<p>◆<u>教職員の人数が少ないからこそ意思疎通が図りやすく、よくまとまっている。</u></p> <p>◆<u>教科分担制や低・中・高学年でブロック制を一部導入し、教職員同士のチーム力を高めている。</u></p> <p>◆<u>通常では担当しない役割をこなすことで成長できるメリット</u>がある。</p>	<p>◆<u>単級の児童は1年生から6年生まで同じメンバーのため、暗黙の了解でクラス内の文化ができあがっている。そのため、新しい担任は疎外感を感じる</u>ことがあり、<u>新しいやり方が受け入れられない</u>など、<u>やりにくさがある。</u></p> <p>◆<u>教職員の負担はとて大きい。</u>学校行事や避難訓練など、やることは他校と同じでも、それを少ない人数で担当しなければいけない。</p>
PTA 保護者	<p>◆<u>学校活動に協力的</u>で家庭科、体育や清掃だけでなく、体力測定にもボランティアとして協力してもらっている。</p>	<p>◆<u>単級だとクラス替えがないので、保護者の関係性も固定化</u>してしまっている。</p>

(4) これまでの学校統合における効果と課題 [統合校6校の学校長へのヒアリング結果より]

	学校統合による効果	学校統合による課題
児童	<p>◆教職員が増えたことで、<u>より多くの目で児童と接することができる</u>ようになった。また、児童にとっても、<u>多様な先生と接する機会が増えた</u>。</p> <p>◆<u>多様な才能が集まる</u>ことで、表現の幅や奥行きが広がり、<u>児童の意欲が増した</u>。</p> <p>◆学習における<u>意見交流が盛んになった</u>。小規模校だと発言、活躍する子が固定化していたが、解消した。</p>	<p>◆<u>新しい環境に対する不安など、精神的負担</u>があった。</p> <p>◆<u>統合校の学校生活に馴染めない児童</u>がいた。</p> <p>◆統合前の母校への意識が強く、<u>統合当初は児童同士で対立意識</u>があった。</p>
教職員	<p>◆様々な人材が増えたことで、<u>指導方法等において多様なアプローチを学ぶ機会</u>が生まれ、<u>能力向上につながった</u>。</p>	<p>◆学校規模が大きくなったことで<u>地域対応、保護者対応の機会が増えた</u>。</p>
保護者A	<p>◆<u>多様な人材が増え、行事の運営や地域との連携など、様々な方向にPTAの力をより発揮</u>できるようになった。</p>	<p>◆両校のPTA活動や規約、会費に差異があり、新組織立ち上げの際に苦慮した。</p> <p>◆統合当初は<u>互いに気を遣い、意見の言いにくい雰囲気</u>があった。</p>
地域	<p>◆<u>通学区域が広がり、より活発な地域活動</u>ができるようになった。</p> <p>◆統合により、それぞれ活動していた地域の団体が一つになり、<u>地域同士の関わりが深まった</u>。</p>	<p>◆スクールゾーン対策協議会など、学校運営に係る組織の再編にあたって、<u>人選や役割分担等の調整に苦慮した</u>。</p> <p>◆<u>統合当初は、元の学校とのつながりや思いが強く、地域間で隔たり</u>があった。</p>

4 建替えに伴い学校統合を実施することについて

(1) 利点

最新の整備水準(別紙1参照)や仕様により、断熱化された環境の中で空調が整備され、明るい空間やきれいで使いやすいトイレが整うなど(別紙2参照)、健康的で温もりある機能的な校舎になり、またグラウンドが広がるなど、両校の児童にとって教育環境が向上します。(二谷小学校の敷地情報等は別紙3を参照ください。)

【検討の参考Ⅰ】

- 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」では、子どもたちの教育環境を改善するため、小規模校等の解消を推進としています。
- 上記基本方針に掲げる「学校統合の対象となる地域」の小規模校は、小規模校の解消が困難な場合を除き、学校規模適正化の推進のため、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」において「小規模校は建替えを見送る」としています。

〈学校統合の対象となる地域〉

- ① 小規模校の学校が複数近接する地域
- ② 小規模校と適正規模校、又は小規模校と準適正規模校が近接する地域
- ③ 小規模校化が著しく、教育環境の改善のため早急な対応が必要な地域

〈小規模校の解消が困難な場合〉

- 学校統合を実施すると望ましい通学距離を超える場合
- 学校施設の規模で、統合校において児童生徒を受け入れられない場合

【検討の参考Ⅱ】

■ 斎藤分小学校の建替えについて

- ・ 今後も適正規模化が見込めないため、単独での建替えを検討することはありません。
- ・ 仮に他校と学校統合し、適正規模の校舎に建替えるとしても、建築基準法上の制限や学校敷地が不整形であるなどの理由から、グラウンド等を十分に確保できず、児童にとって良好な教育環境は確保できません。また、周辺道路が狭いいため、建設工事にかなりの時間を要することで、長期に渡って児童の教育環境に大きな影響を与えるとともに、近隣住民の生活に多大な負担をかけることも懸念されます。

■ 二谷小学校との学校統合を見送った場合について

- ・ 斎藤分小学校は、再度、目標耐用年数を迎える前(最古の棟：56年)に近隣の小学校との間で、相手校を使用校舎とする学校統合の検討が必要になります。
- ・ 二谷小学校との将来的な学校統合については、二谷小学校の建替えがすでに完了しているため、斎藤分小学校の児童を受け入れるには、校庭に校舎を増築する必要が生じるなど教育環境が悪化することが懸念されます。

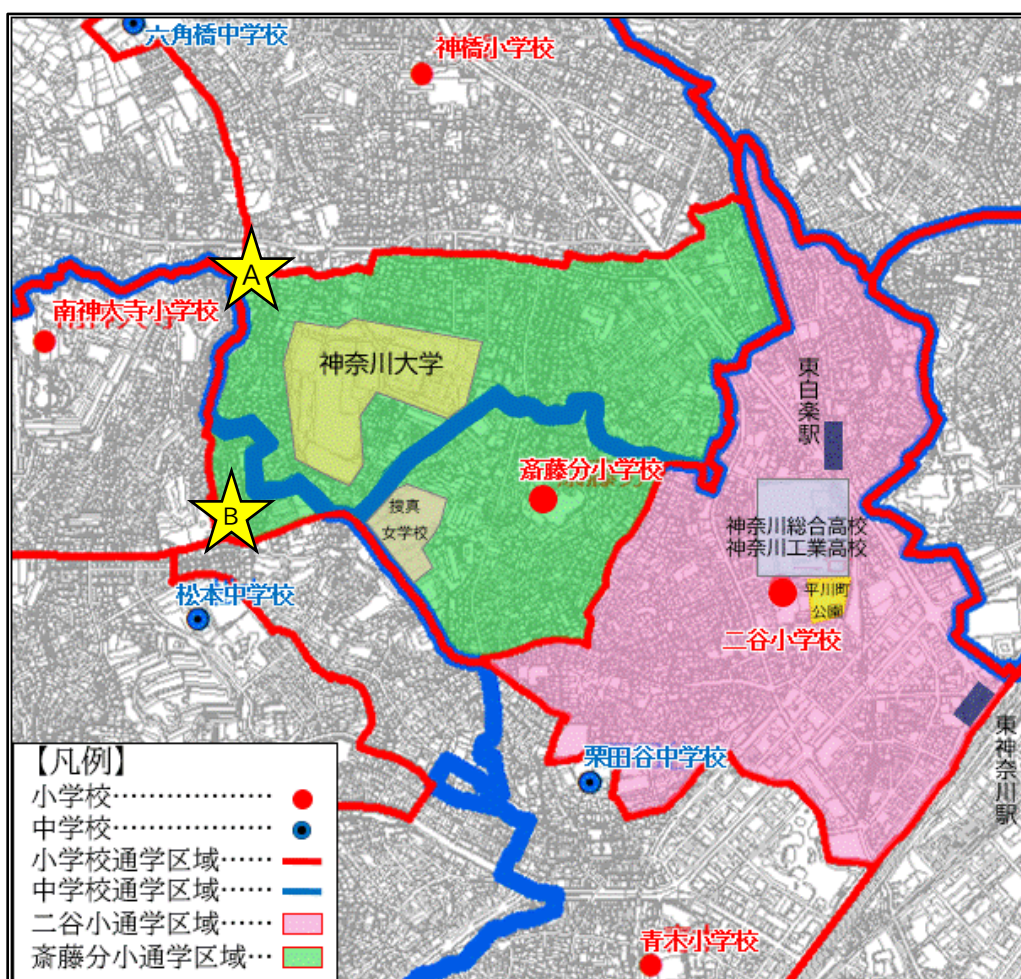
(2) 学校統合により検討を必要とする項目

検討部会において、仮に学校統合の方向性と統合時期が決まった場合、次のア～ウの項目について検討及び意見収集を行います。

ア 通学区域・通学路（通学安全）の検討

統合校の通学区域については、他の地域の事例では、両校の通学区域を合わせた区域を統合校の通学区域とするケースが多いですが、統合にあわせて、他の小学校も選択することができる『特別調整通学区域』を設定した事例もあります。

また、通学路については、通学安全や通学距離等を考慮し、最終的に学校長が指定しますが、他の地域の事例では、検討部会で「統合によって通学路が大幅に変更となる箇所」の通学安全点検を実施し、最終的に検討部会から区、警察署等に『通学安全に関する要望書』を提出していただいています。



		距離	時間※
★A地点から	二谷小学校まで	約 1.90 km	約 28 分
	神橋小学校まで	約 0.65 km	約 10 分
	南神大寺小学校まで	約 0.60 km	約 9 分
★B地点から	二谷小学校まで	約 1.70 km	約 25 分
	神橋小学校まで	約 1.30 km	約 19 分
	南神大寺小学校まで	約 0.90 km	約 13 分

(徒歩 毎分 67m で算出。端数切上。)

イ 学校名の検討

学校名については、他の地域の事例では、学校の児童や地域の皆様に実施したアンケートを参考に検討部会で選定する公募方式や、検討部会で学校名案を選定する部会検討方式によって選定しています。

【参考】過去の統合校の学校名

- ・ 関係校の校名を一体とした学校
(例) 飯田北いちょう小学校 (飯田北小学校、いちょう小学校)
- ・ 関係校のいずれかの校名とした学校
(例) 川島小学校 (川島小学校、くぬぎ台小学校)
- ・ 関係校の校名とは異なる校名とした学校
(例) 四季の森小学校 (大池小学校、ひかりが丘小学校)

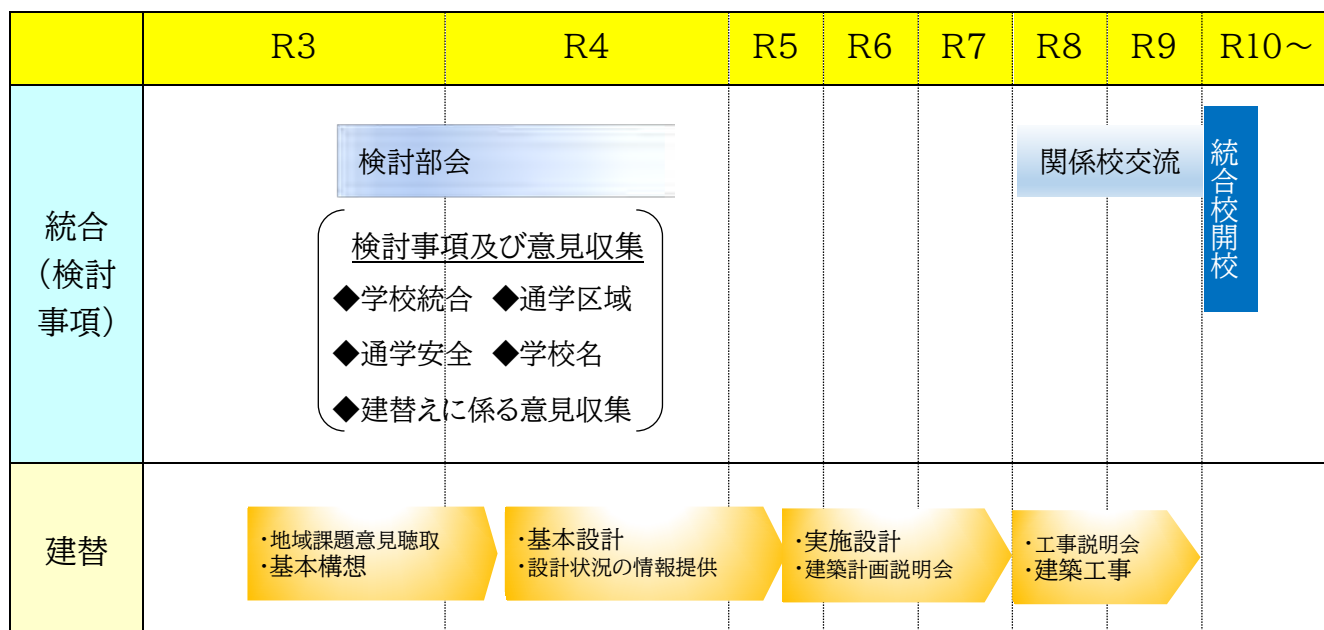
ウ 学校建替えを契機に改善したい地域課題等の意見収集

学校建替えは70年に一度、少なくとも半世紀に一度の機会になるため、地域のまちづくりの観点から、地域課題の解決も図れるよう基本構想を検討します。そのため、建替えを契機に改善したい地域課題について意見を伺い、それを踏まえた建替えプランを検討して基本構想をまとめていきます。

エ その他

新設校への両校の歴史の継承方法や斎藤分小学校閉校後の暫定利用、後利用等については、検討部会の審議項目ではありませんが、検討部会としての意見を意見書に盛り込んでいただくことは可能です。

5 今後のスケジュール（仮に学校統合が決定した場合の想定）



【建替えの進め方等】

- ・ 様々な検討を踏まえ計画の方向性を定める基本構想を策定した上で、プロポーザルで選定した設計会社のノウハウを最大限活かし、基本設計を行い、建物の概要を固めます。さらに、工事や建築確認等を行う上で必要な実施設計を行うため、工事着手まで少なくとも3年以上はかかる見込みです。
- ・ 基本設計時に、法規制も含め様々な制約要件を踏まえた建物概要が固まるため、基本設計の検討状況を地域の皆様に情報提供した上で、実施設計を行い、建築確認申請前に建築計画の説明会を開催します。
- ・ 工事着手前には工事説明会を開催します。竣工は令和10年度以降になる見込みです。

新しい学校の整備水準と、現状の学校施設の整備状況について

種別	室名	統合した場合の整備水準(小学校19CR)		統合しない場合の整備水準(小学校14CR)		現状(二谷小13CR)		現状(斎藤分小6CR)	
		CR数 (64㎡/CR)	面積 (㎡)	CR数 (64㎡/CR)	面積 (㎡)	CR数 (63㎡/CR)	面積 (㎡)	CR数 (63㎡/CR)	面積 (㎡)
教室	1 普通教室	19	1216	14	896	13.0	819.0	6	378.0
	2 個別支援教室	学級数		学級数		2.0	126.0	2.0	126.0
	3 特別支援教室	1.0	64.0	1.0	64.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別教室	4 理科教室	2.0	128.0	2.0	128.0	2.0	127.8	2.0	128.0
	5 音楽教室	2.0	128.0	2.0	128.0	2.0	127.8	2.0	約124
	6 家庭科教室	2.0	128.0	2.0	128.0	2.0	127.8	2.3	149.9
	7 図画工作教室	2.0	128.0	2.0	128.0	1.0	68.4	2.0	118.0
	8 図書室	2.0	128.0	2.0	128.0	2.0	127.8	1.4	約88
	9 コンピューター教室					1.0	63.0▲	1.0	63.0
	10 教育相談室・耐火書庫	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0
多目的室	11 多目的室(水廻り学習等)	1.5	96.0	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	12 多目的室(集会・発表等)	2.0	128.0	2.0	128.0	1.4	85.5	2.3	147.0
	13 多目的室(少人数指導)	2.0	128.0	2.0	128.0	0.0	0.0	2.0	126.0
	14 多目的室(学校指定)	2.0	128.0	2.0	128.0	0.0	0.0	2.0	126.0
管理諸室	15 校長室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.5	31.5
	16 職員室	2.5	160.0	2.0	128.0	1.5	94.5	1.8	112.5
	17 事務室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.0	0.0
	18 保健室	1.0	64.0	1.0	64.0	1.0	63.0	1.0	約63
	19 保健相談室・教材教具室②	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	20 放送・スタジオ室	0.5	32.0	0.5	32.0	1.0	63.0▲	0.5	32.0
	21 会議室	1.0	64.0	1.0	64.0	0.5	31.5	0.0	0.0
	22 印刷室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.2	約16
	23 職員更衣室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.5	31.5
	24 技術員室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	31.5	0.5	31.5
	25 休養室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	26 職員・来校者用玄関	0.5	32.0	0.5	32.0	0.5	30.0	0.2	14.0
	27 変電室	1.0	64.0	1.0	64.0	0.2	13.5	別棟	
	28 教材教具室①	1.5	96.0	1.5	96.0	0.0	0.0	0.5	31.5
	29 倉庫	0.5	32.0	0.5	32.0	別棟		別棟	
30 PTA会議室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
31 地域交流室	0.5	32.0	0.5	32.0	0.0	0.0	1.0	63.0	
その他	32 児童更衣室	1.0	64.0	1.0	64.0	0.6	42.4	0.0	0.0
	33 昇降口	1.5	96.0	1.5	96.0	1.0	63.0	1.0	63.0
	34 キッズ	適宜	適宜	適宜	適宜	別棟		2.0	126.0
	35 給食室		350.0		350.0		125.9	別棟	
	36 EV		1基		1基		0基		0基
	37 屋内運動場(アリーナ面積)		720.0		560.0		560.0		約512
	38 プール		適宜		適宜		適宜		適宜
	39 共用部(トイレ・廊下・階段等)		適宜		適宜		適宜		適宜
			約4800㎡		約4200㎡		約2800㎡		約2300㎡

※面積はおおよそになります。

- …二谷小の整備前から増加
- …整備前から増加かつ、二谷小のみの建替えの場合より広がるもの
- ▲ …二谷小の整備前から減少

みなとみらい本町小学校



二谷小学校



斎藤分小学校



図工室

市場小学校けやき分校



二谷小学校



斎藤分小学校



図書室

みなとみらい本町小学校



二谷小学校



斎藤分小学校



昇降口

市場小学校けやき分校



二谷小学校



斎藤分小学校

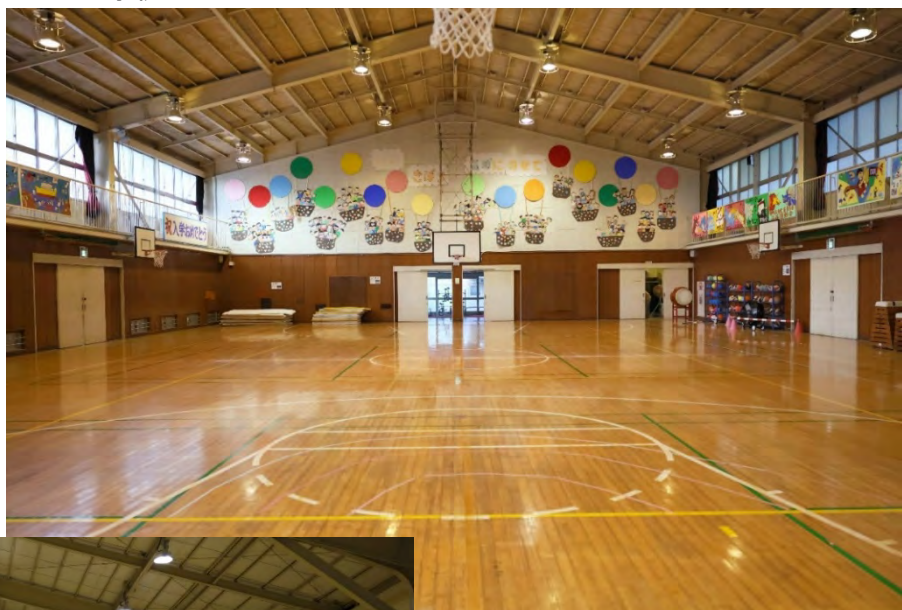


体育館

市場小学校けやき分校



二谷小学校



斎藤分小学校



トイレ

市場小学校けやき分校



二谷小学校



斎藤分小学校

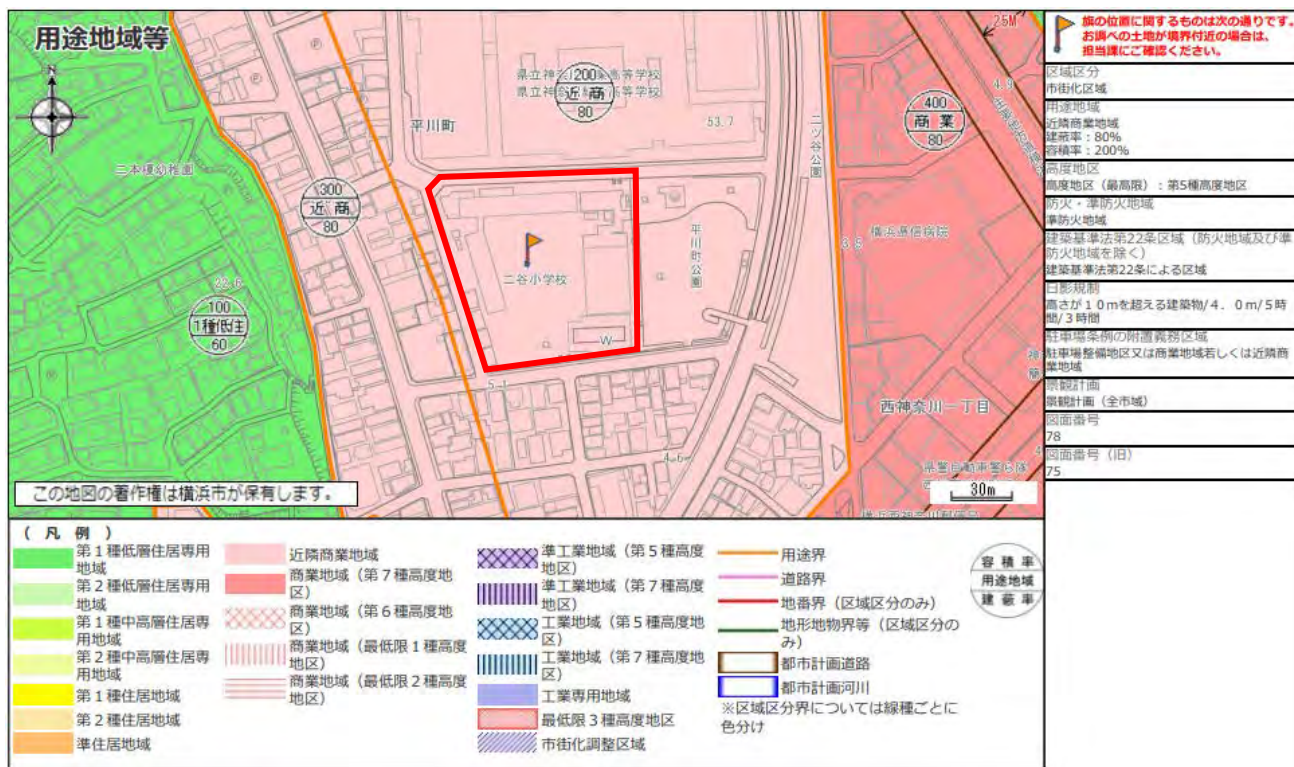


エレベーターホール
みなとみらい本町小学校



二谷小学校の敷地情報等

1. 用途地域等



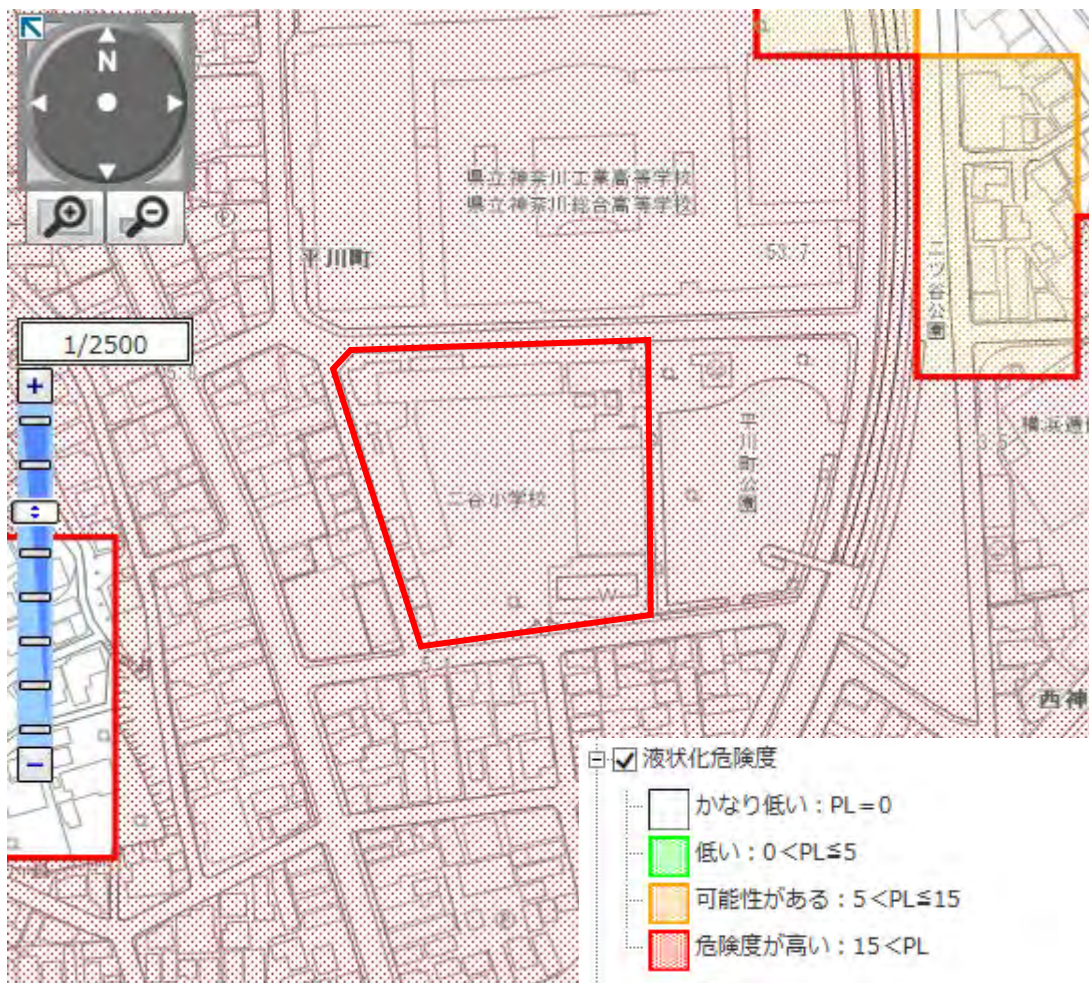
2. 元禄型関東地震の際の想定震度



3. 地域防災拠点



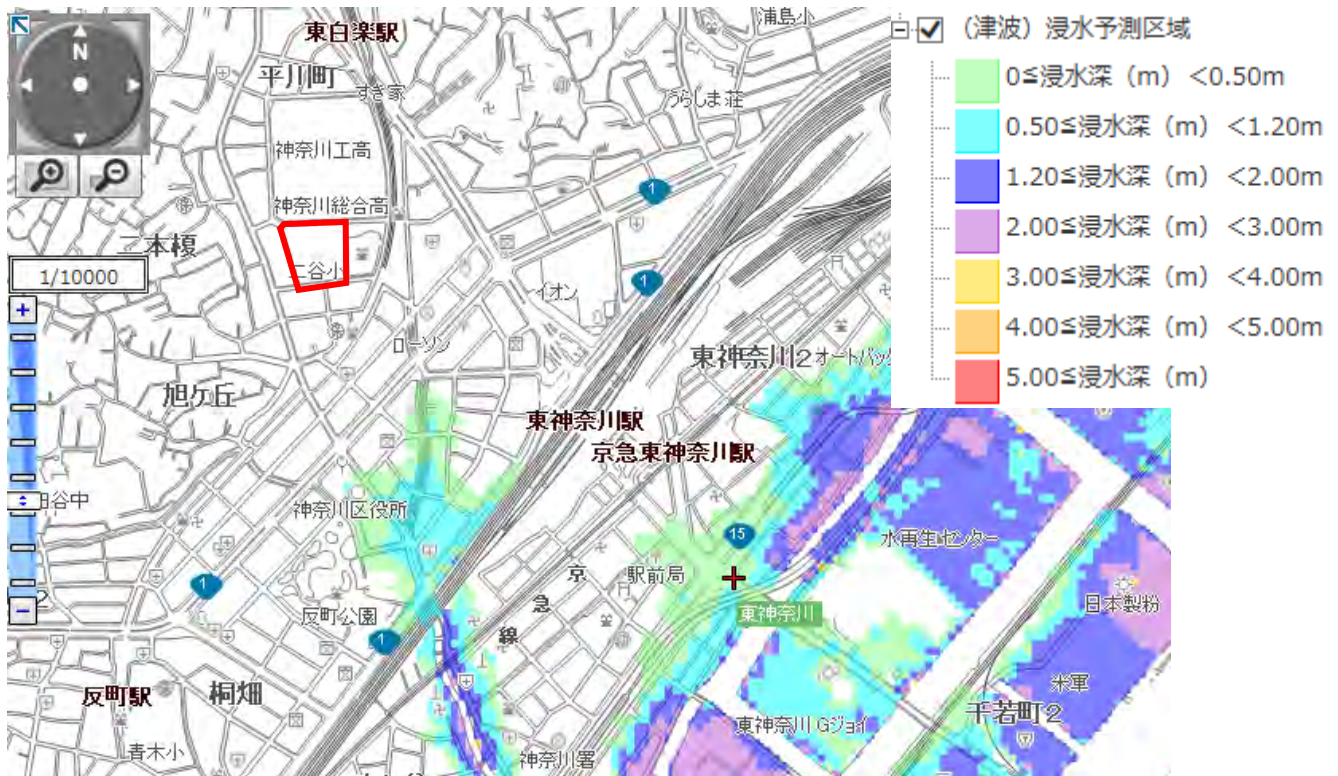
4. 液状化危険度



5. 土砂災害警戒区域



6. 津波浸水予測区域



7. 洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域（想定最大規模））



8. 内水ハザードマップ（内水浸水想定区域（想定最大規模））



内水・洪水ハザードマップについて

内水氾濫とは、

雨の量が下水道などの排水能力を超えた時や、河川などの排水先の水位が高くなった時に雨水を排水できなくなり、浸水することです。

洪水（河川氾濫）とは、

大雨によって河川などの水位が上昇し、堤防を越えて水があふれたり、堤防の土砂が流出して決壊したりすることです。

●内水ハザードマップでは、河川の堤防を越えて水があふれることも表現されていますが、堤防の決壊は想定していないため、洪水ハザードマップと併せて、浸水被害想定をご覧くださいことができます。

（横浜市環境創造局 内水ハザードマップ情報面より）